

準要保護の認定を受けている方を対象に、

地域クラブ活動等参加援助費を支給します！

半田市教育委員会

半田市では、令和6年9月より開始した、中学校部活動改革に伴う地域クラブ活動等への参加が、経済的理由等により困難な生徒の保護者の負担を軽減するため、地域クラブ活動等の参加に要する費用の一部を支給する制度を次のとおり実施します。

対象となる方は半田市教育委員会へお申し込みください。

地域クラブ活動等の受入団体については、半田市のHPで更新中！



↑スポーツ分野



↑文化芸術分野

1 支給対象となる方

次のいずれにも該当する方。

- (1) 半田市立の中学校に在籍している生徒の保護者。
- (2) 半田市の就学援助を受けている方。

2 支給額

地域クラブ活動等への参加に必要な月謝等参加費用の1/2（支給上限：12,000円/年）

3 申請手続き

下記のいずれかの方法で、**令和8年3月6日（金）**までに申請手続きを行ってください。

- ・申請フォーム（LoGo フォーム）より申請
- ・次の書類を半田市教育委員会学校教育課（市役所2階・⑧番窓口）または在籍している学校へ提出してください。

【提出書類】・地域クラブ活動等参加援助費支給申請書
・参加費用を証明するもの
例）月謝袋の写し、領収書など

申請は、申請フォームまたは申請書で！
申請書は、学校教育課窓口もしくは学校でお渡しすることができます。



←申請フォームや申請書は
半田市ホームページから
アクセス・ダウンロード
できます◎

4 支給時期

令和8年3月下旬（予定）

5 その他

- ・費用の合計金額が、24,000円を超えた場合は、その時点で申請をしてください。
- ・虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により地域クラブ活動参加援助費を受給したことが発覚したときは、支給取り消し、又は地域クラブ活動等参加援助費の返還を求めます。

6 問い合わせ先

半田市教育委員会学校教育課 電話0569-84-0688（直通）

地域クラブ活動参加援助費 Q & A

Q 1. この援助費の支給を受けると、地域クラブ活動等への参加費の負担がなくなりますか。

A 1. 支給するのは参加費用の1／2であり、支給する金額には上限があるため、負担が全くなくなるわけではありません。

Q 2. 月謝のほかに、年会費や登録費も活動団体に支払っています。対象となるでしょうか。

A 2. 月謝のほか、年会費や登録費も対象となります。

その他の経費で対象となるか判断に迷う場合は、学校教育課までお問い合わせください。

Q 3. 半田市外の活動団体に所属しています。援助の対象となるでしょうか。

A 3. 半田市外の活動団体に所属している場合でも、半田市内の中学校に在籍し、就学援助を受けていれば対象となります。

Q 4. 複数の活動団体に所属しています。すべての活動参加費が援助の対象となりますか。

A 4. すべての活動参加費が対象となります。ただし、支給上限は所属している団体の数に関わらず年間 12,000 円となります。

Q 5. すでに活動団体に減免・免除の対応がされています。

その場合、援助の対象となるでしょうか。

A 5. すでに活動団体に月謝等が減免・免除となっている場合、月謝等の金額から、減免・免除となった金額を差し引いた分、保護者の方が負担した金額が援助の対象となります。

Q 6. 4月に年会費を支払っています。年会費は対象となるでしょうか。

A 6. 令和7年度に支払った地域クラブ活動等の参加費用が対象となります。

4月に支払った年会費や月謝等についても本制度の対象となります。